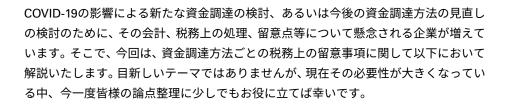


資金調達における税務上の 留意事項

KPMG in Mexico



目次

- 1. メキシコにおける資金調達方法
- 2. 資金調達方法ごとの税務上の留意事項

1. メキシコにおける資金調達方法

メキシコにおける資金調達方法としては、主に以下のものが考えられます。

- □親会社等の関連者からの調達(増資または借入)
- □金融機関等からの調達(在墨邦銀や地場銀行からの借入等)
- □資本市場からの調達 (メキシコ法人自身の増資や社債発行等)

なお、メキシコにおいては、資金調達に係る外資系企業に対する規制はないため、いず れの方法においても資金調達が可能となります。

メキシコにおける日系企業の資金調達の手段としては、親会社等の関連者からの出資や借入が一般的に最も多いと考えられます。また借入を行う際の通貨としてはドルベースでの借入が最も一般的かと考えられます。また、メキシコにおいてほぼすべての日系企業が可変資本制度を採用しているため、定款の変更なしに資本金の増減を行うことで、親会社等からの出資による資金調達を比較的柔軟に行うことができます(ただし、資本の増減には株主総会の特別決議が必要となる点は可変資本制度を採用していても当然要求される手続きとなります)。

2. 資金調達方法ごとの税務上の留意事項

資金調達方法ごとの税務上の留意事項に関しまして、日系企業の利用が最も多いと考 えられる、関連者からの増資(日、米)、関連者からの借入(日、米、墨)、銀行からの 借入(日、米、墨)に焦点を絞り、以下のようにまとめております。

	関連者増資 (日・米)	関連者借入 (日・米)	関連者借入 (メキシコ)	銀行借入 (日・米)	銀行借入(メキシコ)
源泉税(利息)	-	15% (※1)	-	4.9% (※1)	-
源泉税(配当)	5%/0% (※1)	-	-	-	-
みなし配当課税	対象	-	-	-	-
株式売却益課税	対象	-	-	-	-
利息の損金算入制限 (過少資本税制)	-	対象	-	-	-
利息の損金算入制限 (課税所得ベースでの 制限)	-	対象	対象	対象	対象
インフレ課税	-	対象	対象	対象	対象
移転価格税制	-	対象	-	-	-
為替差損益(※2)	-	対象	対象	対象	対象

^(※1) 租税条約を適用した場合の源泉税率

(※2) 外貨建取引の場合

源泉税 (利息)

メキシコ所得税法上、メキシコ法人がメキシコ非居住者または外国法人に対 して行う支払利子にはその種類に応じて異なる源泉徴収税率が課されていま す(所得税法 第166条, 152条)。一方で、租税条約を適用することにより、 源泉税率を軽減することが可能となります(以下には、日系企業にとって利 用することが多いと想定される日本およびアメリカとの租税条約の概要を記 載しております)。なお、租税条約の適用可否を検討するにあたっては個別に 租税条約本文に照らして確認することが必要となる点ご留意ください。

	一般源泉税率	日墨租税条約上 の軽減税率	米墨租税条約上 の軽減税率
メキシコ国外銀 行からの借入利 子	10% 4.9% (※1)	10% (※2)	4.9%
関連者からの借 入利子	21% or 35%	10% or 15% (※2)	10% or 15% (※2)

(※1) メキシコ国外銀行が、メキシコと租税条約を締結している国の銀行の

場合に適用となります。

- (※2) ただし、日本政府等が全面的に所有する金融機関の場合、源泉税が免
- (※3) 通常、親会社や兄弟会社といった関連者からの借入に対する利息には 15%の源泉税率が課されます。

以下、利息に関する源泉税のその他の留意点となります。

メキシコ法人が金融機関等から借入を行い親会社等が保証する場合に おけるメキシコ法人から親会社等への保証料の支払いも利子とみなさ れ、源泉税が課される点に留意が必要となります。

源泉税 (配当)

メキシコ所得税法上、メキシコ法人が2014年度以降に稼得した利益に関する 配当を海外株主に対して行う場合、原則として10%の源泉税が課されます (2013年以前に稼得した利益については源泉徴収の対象外となります)(所得 税法 第164条)。よって、配当源泉税が課される場合、2013年以前に発生し た利益と2014年以降に発生した利益を分けて管理する必要がある点ご留意 ください。

上述のとおり配当に関する一般源泉税率は10%となりますが、租税条約を適 用することにより、源泉税率を軽減することが可能となります。日系企業に とって利用することが多い日本およびアメリカとの租税条約の概要は以下 のとおりとなります。なお、租税条約の適用可否を検討するにあたっては個 別に租税条約本文に照らして確認することが必要となる点ご留意ください。

		,	
	5%になる条件	0%になる条件	
日墨租税条約	● 発行済株式等の	● 左記 5%になる条件	
	25%以上の株式等	● 配当を受ける会社が上	
	(※1)を保有	場会社であり、かつ、	
	● その保有期間が配	50%超の株式が日本居	
	当の支払義務が確	住者(※2)に保有さ	
	定する日以前 6 か	れている会社	
	月以上継続してい		
	ること		
米墨租税条約	● 10%以上の議決権	● 1998年9月30日以前	
	のある株式を保有	から 80%以上の議決	
		権のある株式を直接も	
		しくは間接的に保有	
		● アメリカ株主およびメ	
		キシコ法人がそれぞれ	
		の国で上場しているこ	
		ک	

(※1) 持株割合は、発行済株式の総数または議決権のある株式のうち、日本 居住者である株主が保有している株式数の占める割合で判定します。

- (※2) 具体的には、以下のものとなります。
 - ① 日本の政府、地方政府もしくは地方公共団体またはこれらの政府、 地方政府もしくは地方公共団体が所有する機関
 - ② 日本の居住者である1または2以上の個人
 - ③ 日本の居住者である1または2以上の法人であって、その法人の 発行した株式が日本の公認の証券取引所において通常取引されて いるものまたはその法人の発行済株式の 50%を超える株式が日 本の居住者である1もしくは2以上の個人によって所有されてい るもの
 - ④ ①~③までに掲げる政府、地方政府、地方公共団体、機関、個人 または法人の組み合わせ

以下、メキシコ企業が配当をする際のその他の留意点となります。

ドル建てで配当した場合

配当前日の官報公表レートを用いてペソ金額を計算します。

SAT への提出書類

配当を行った場合、Informative Return(法人税申告書補足情報)に おいて、SAT へ配当情報を提出する必要があります。また、配当先が メキシコ非居住者である場合は、配当金の支払いに関する CFDI を発 行し保管しておく義務があります。

配当可能限度額

メキシコ会社法上、メキシコ基準に基づき作成された財務諸表におけ る未処分利益金額の範囲内において配当を実施することができます。 ただし以下の配当課税について留意する必要があります。配当前日の 官報公表レートを用いてペソ金額を計算します。

配当課税

メキシコ所得税法上、税務上の未処分利益 (CUFIN) を超えて配当する 場合には、配当課税が課されます(所得税法 第10条)。なお、課税金 額は配当金額×1.4286×30%となります。

日本およびアメリカでの取扱い

日本においては、日本法人が外国子会社であるメキシコ法人から受け 取る配当は、その配当の 95%が益金不算入となります。当該外国子会 社配当益金不算入制度の対象となる配当に係る源泉税については、外 国税額控除の対象外となり、損金にも算入されません。またアメリカに おいては、アメリカ法人が 10%以上の持分を保有するメキシコ企業か ら受け取る配当収益は全額益金不算入となり、当該配当に係る源泉税 については外国税額控除の対象外となります。

みなし配当課税

メキシコ所得税法上、資本の払い戻し(減資)を実施する際、当該払戻額が 税務上の資本(CUCA)を上回る場合等にみなし配当として課税される場合 があります(所得税法 第78条)。

当該みなし配当課税の計算方法は、以下のとおりとなります。

- (1) 分配利益=(1株当たり減資額-1株当たりCUCA)×株数
- (2) 分配利益=会計上の資本-CUCA
- 3 課税対象分配利益=①と②のうち大きい金額-CUFIN
- **(4**) 課税金額=課税対象分配利益×1.4286×30%

株式売却益課税

メキシコ所得税法上、メキシコ非居住者または外国法人である株主が当該メ キシコ企業の株式を売却し売却益を認識した場合、当該取引はメキシコにお いても課税対象となります(所得税法 第161条)。

課税対象となる金額は、以下のいずれかとなります。

- □譲渡価格×25%(原則)
- 売却益×35%(一定条件を満たす場合に選択できるオプション)

利息の損金算入制限

メキシコ所得税法上、過少資本税制(所得税法 第28条 XXVII)と課税所得 ベースでの制限(所得税法 第28条 XXXII)という2種類の利息の損金算入 制限が定められております。過少資本税制においては国外関連者への支払 利息のみが損金算入制限の対象となるため、国外関連者からの借入を検討 する際は過少資本税制の影響を検討する必要があります。一方で、課税所得 ベースでの制限においてはすべての支払利息が損金算入制限の対象となる ため、関連者からの借入および銀行借入問わず借入を実行する際は課税所 得ベースでの制限の影響を検討する必要があります。

なお、過少資本税制についてお知りになりたい方は2020年6月19日に配信さ せていただいたニューズレター「利息の損金算入制限(過少資本税制と課税 所得ベースでの制限との比較)」、また課税所得ベースでの制限についてお知 りになりたい方は2020年4月22日に配信させていただいたニューズレター 「2020年税制改正に関する個別論点解説」において詳細を説明しております のでそちらをご覧いただければと思います。

インフレ課税

メキシコ所得税法上、課税所得計算において貨幣性資産および貨幣性負債の 平均残高(純額)にインフレ率を乗じた額を、課税所得に加減算することが 求められます (所得税法 第44-46条)。したがって、貨幣性負債である借入 金が増加することに伴い税務上はインフレ益が発生するため、結果として税 金支払額を増額させることとなります。よって、借入を実行する際はインフ レ課税の影響を検討する必要があります。

移転価格税制

関連者からの借入を実行する場合、当該取引は移転価格税制の対象取引とな ります。したがって、関連者からの借入に係る利息は独立企業間価格となる ように設定する必要があります。なお、仮にメキシコ現地法人がメキシコ地 場銀行から借入を行う場合に親会社等が保証を差し入れメキシコ現地法人 がその保証料を支払う場合、当該保証料についても移転価格税制の対象取引 となります。

為替差損益

米ドルや日本円といった外貨建てでの借入を実行する際は、メキシコ現地法 人において為替リスクが発生することになります。メキシコ所得税法上、課 税所得計算において為替差損益を含めることが求められます(所得税法 第 8条)。したがって、外貨建借入から発生する為替差損益によって税金および PTUの金額に影響を与えるため、当該影響について検討する必要があります。

なお、為替リスク対策についてお知りになりたい方は2020年6月12日に配信 させていただいたニューズレター「為替リスク対策について」において詳細 を説明しておりますのでそちらをご覧いただければと思います。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニューズレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx) 佐々木 智之(tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭(satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニューズレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されており ますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニューズレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなさ れますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づ いて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人(KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバー ファーム)は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください

本ニューズレターの著作権は当法人に属し、本ニューズレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段に おいて複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2020 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2020 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.